



福岡県立大学附属図書館 危機管理マニュアル

福岡県立大学附属図書館

2020年10月1日

目 次

附属図書館危機管理基本方針	1
附属図書館危機管理対策会議要綱	2
1 自然災害	3
2 地震	5
3 火災	7
4 不審物	8
5 急病・ケガ	9
6 不審者・迷惑行為	10
附属図書館危険箇所	11
点検記録簿	12
緊急連絡先	13
悪天候時における図書館の運営について	14
図書館職員連絡網（部外秘・公開禁止）	別紙

参考資料：田川市災害対応マップより

警戒レベル 4 で全員避難!!

警戒レベル	市民のみなさんが取るべき行動	市民のみなさんに行動を促す情報	発信者	サイレン吹鳴
高	5 命を守るために最善と考えられる行動をとる。	災害発生情報 ^{※1} (周りに命を脅かす災害が発生)	田川市	30秒間
4	避難場所へ避難する。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、自宅内のより安全な場所に避難する。	避難勧告 ^{※2} 避難指示(緊急) ^{※3}	田川市	30秒間
3	高齢者など避難に時間がかかる人とその支援者は避難する。その他の人は避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難する。	避難準備・高齢者等避難開始 ^{※4}	田川市	なし
2	避難に備え「田川市災害対応ガイドブック」などで避難場所や避難経路を再確認する。	洪水注意報 ^{※5} 大雨注意報 ^{※6}	気象庁	
低	1 災害への心構えを高める。	早期注意情報 ^{※7}	気象庁	

※1 ※2 ※3 ※4 市が防災行政無線やメールなどを使ってお知らせします。 ※3 避難指示(緊急)は、災害が発生するおそれ極めて高い状況において、緊急的または重ねて避難を促す場合に発令します。
※5 ※6 気象庁が発表します。市民のみなさんは、テレビやラジオの放送などから情報を確認してください。 ※7 防災行政無線からサイレンが鳴った後、避難や災害に関する情報を放送します。
※8 必ずこの順番で発令されるとは限りません。これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難をはじめてください。

**防災行政無線の放送が聞き取れなかったときは
0120-894-215（無料）**

附属図書館危機管理基本方針

1 利用者の安全確保

- (1) 図書館は地域にも開かれた施設であることから、利用者の安全確保を最優先とする。
- (2) 気象情報、その他の図書館の運営に関する情報などに留意し、可能な限り収集、調査を行う。
- (3) 情報収集後、館長は関係者と協議し、利用者の安全が確保できない、または確保出来ないおそれがあると判断した場合は閉館の措置を講じる。

2 体制の整備

- (1) 館長は、必要に応じ「附属図書館危機管理対策会議」を開催し、すみやかに必要な調査、点検及び対策を行う。
 - ・あらかじめ定めた点検箇所の点検の実施
 - ・詳細な情報収集と把握
 - ・関係者への連絡と連携
- (2) 「附属図書館危機管理対策会議」は、「附属図書館危機管理対策会議要綱」で定める職員等で構成する。
- (3) 館長は図書館関係者の連絡体制を構築し、有効に機能するように配慮する。

3 措置の実施

- (1) 被害の予防措置を講じる。
- (2) 二次災害等の被害の拡大防止措置を講じる。
- (3) 関係機関との連携

4 日常の心がけ

- (1) 情報収集に努め、図書館運営との関連付けを行うこと。
- (2) 要因別マニュアルに掲げる準備事項の確認。

5 公表

- (1) 被害、対応状況等は個人情報等に配慮しつつ公表する。
- (2) 取材などの対応は基本的に館長とする。

6 その他

- (1) 要因別マニュアルは随時見直すものとする。

附属図書館危機管理対策会議要綱

(目的及び設置)

第1条 福岡県立大学附属図書館における災害、事故等における図書館利用者などの安全確保、蔵書、設備などの保全を図ることを目的とし、附属図書館危機管理対策会議を設置する。

(任 務)

第2条 附属図書館危機管理対策会議(以下「対策会議」という。)は前条の目的のため、連絡調整、調査及び対策を行い実施する。

(構 成)

第3条 対策会議は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 学務部長
- (3) 教務入試班長
- (4) 図書館非常勤嘱託職員
- (5) 委託先代表職員

(招集及び会議)

第4条 対策会議は、附属図書館館長(以下「館長」という。)が招集し、議長となる。

(所掌事項)

第5条 対策会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 図書館利用者及び図書館職員の安全に関すること。
- (2) 蔵書、機器等の保存に関すること。
- (3) 館内点検及び巡視等に関すること。
- (4) 情報収集と分析。
- (5) 関係者(機関)との連絡調整。

(報告)

第6条 館長は、この対策会議の活動について理事長に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

1 自然災害（大雨洪水等を中心に）

区分	事案例	業務内容	準備事項
平日休日	<p>1 出勤の可否について</p>	<p>1 出勤の可否について</p> <p>①図書館員（職員、委託先職員等）が居住する市町村、通勤経路市町村及び田川市において警戒レベル3以上が発出されたときは、下記の2から4までを踏まえ、個々に出勤の可否を判断し、当日出勤予定の図書館員のリーダー等（以下「リーダー等」という）に相談する。</p> <p>②リーダー等は気象状況や当日の出勤状況を踏まえて、委託先本社及び館長（館長不在等の場合は「学務部長」。以下同じ）に図書館の運営について相談する。</p> <p>③天候について特に危険を感じる時は、館長またはリーダー等から他方へ連絡を取り合って、対応を協議する。</p>	<p>気象情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風情報 ・大雨・洪水 ・暴風 ・暴風雪等警報、注意報の発令状況
	<p>2 警戒レベル4以上（大雨特別警報、氾濫危険情報等）発出のとき</p> <p>※ただし、土砂災害警戒情報等における警戒レベル4以上については、個別に判断する（要相談）</p> <p><避難場所へ避難する。避難場所への避難が危険な場合は近くの安全な場所に避難（発信者 田川市、サイレン 30 秒吹鳴）></p>	<p>2 警戒レベル4以上（大雨特別警報、氾濫危険情報等）発出のとき</p> <p>①図書館員は、「警戒レベル4（以上）が発出されたため、閉館する」旨、館長に報告。</p> <p>②館内に滞在中の利用者に「警戒レベル4（以上）が発出され、全員避難するよう求められている。図書館は直ちに閉館する。」旨伝達する。</p> <p>③全員の退館を確認。直ちに閉館する。</p> <p>④閉館後、全員退避を館長に報告。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベル4 直ちに閉館 ・点検箇所の事前検討、設定点検記録簿等の整備 気象情報の収集 ・台風情報 ・大雨・洪水 ・暴風 ・暴風雪等警報、注意報の発令状況

事案	業務内容	準備事項
<p>3 警戒レベル3（大雨警報、洪水警報等）発出のとき</p> <p>※ただし、土砂災害情報等における警戒レベル3以上については、個別に判断する（要相談）</p> <p><高齢者など避難に時間がかかる人とその支援者は避難する。その他の人は避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難（発出者 田川市、サイレンなし）></p>	<p>3 警戒レベル3（大雨警報、洪水警報等）発出のとき</p> <p>※ただし、土砂災害情報等における警戒レベル3以上については、個別に判断する（要相談）</p> <p>①図書館員は、「警戒レベル3（以上）が発出されたため、閉館する」旨、館長に報告。</p> <p>②館内に滞在中の利用者に「警戒レベル3（以上）が発出され、避難準備をするよう求められている。図書館は〇分後（例30～60分）に閉館する。」旨伝達する。</p> <p>③全員の退館を確認でき次第。直ちに閉館する。</p> <p>④閉館後、全員退避を館長に報告。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベル3 〇分後に閉館 ・点検箇所の事前検討、設定点検記録簿等の整備 気象情報の収集 ・台風情報 ・大雨・洪水 ・暴風 ・暴風雪等警報、注意報の発令状況
<p>4 警戒レベル2以下、発出のとき</p> <p><レベル2：避難に備え「田川市防災対ガイドブック」などで避難場所や避難経路を再確認></p>	<p>4 警戒レベル2以下、発出のとき</p> <p>①避難場所や避難経路を確認しておく</p> <p>②周囲の状況や気象状況から考えて、危険が身近に迫っていると感じたら、館長に閉館を相談（この場合、本館、分館別々に判断可）する。この場合「3 警戒レベル3発出の時」の手順を準用する。</p>	
<p>5 その他</p>	<p>5 その他</p> <p>①福岡管区気象台が「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」及び「暴風節警報」のいずれかを図書館員が居住する市町村、通勤経路市町村及び田川市において発出した場合、上記の2から4までを踏まえ、個々に出勤の可否を判断し、リーダー等に相談する。</p> <p>②リーダー等は気象状況や当日の出勤状況を踏まえて、丸善本社及び館長に図書館の運営について相談する。</p>	<p>気象情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風情報 ・大雨・洪水 ・暴風 ・暴風雪等警報、注意報の発令状況

2. 地震

区分	事案	業務内容	準備事項
開館時 (平日・土日祝)	<p>1 田川市で震度4以上の地震を観測</p> <p>2 田川市で震度3以下の地震を観測</p> <p>3 事後報告等</p> <p>◎いずれも、図書館利用者、職員の安全確保を最優先とする</p>	<p>1 震度4以上の地震</p> <p>①ただちに館長等に閉館の指示を要請し、閉館指示を受ける</p> <p>②利用者にただちに閉館する旨告知し、館外の避難場所等、安全な場所へ誘導する。</p> <p>③館外へ誘導が困難な場合は、建物内で落下物等危険が少ない場所へ誘導する。</p> <p><発生直後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報の収集、震度の確認 ・利用者に退避の告知 ・利用者の避難誘導 ・非常時持出品の搬出 ・館長に避難完了の報告 <p><事後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館内の巡視・点検 ・蔵書の点検 ・被害箇所、落下物の調査 ・点検・調査結果の整理 ・館長、施設管理者への調査結果報告 ・必要に応じ、附属図書館危機管理対策会議の開催し、善後策を検討 ・館長は理事長に報告。 <p>2 震度3以下の地震が発生</p> <p>①ただちに館内点検を実施する。</p> <p>②危険箇所の有無や地震の規模等を勘察し、安全が確保できると館長等が判断した場合は、開館を継続する。</p> <p>③点検の結果、危険箇所等があれば、館長と協議のうえ、必要に応じ図書館を閉館する。</p> <p>④閉館する時は1の対応を準用。</p> <p>3 事後報告等</p> <p>①閉館した場合は1の<発生直後>および<事後>を準用し対応</p> <p>②開館を継続した場合は、ただちに1の<事後>を準用し対応</p>	<p>・避難誘導先、経路、方法等の検討・確認</p> <p>*館内避難経路、非常口サインについても予め検討を行う</p> <p>・書架等の耐震化、固定</p> <p>・被害点検記録簿等の整備</p> <p>・貴重品等の非常時持出品の指定、優先順位の決定</p> <p>◎要持出品 (2020年9月更新)</p> <p>・現金</p>

	事案	業務内容	準備事項
閉館時	<p>1 田川市で震度4以上の地震が発生</p> <p>◎いずれも、図書館利用者、職員の安全確保を最優先とする。</p>	<p>1 田川市で震度4以上の地震が発生</p> <p>①館長はじめ図書館関係者は自ら及び家族の安全が確保され次第、可能な限り速やかに所定の連絡先に連絡する。(安否確認も含む)</p> <p>②安全が確保され次第、館長の指示の下、館内点検を実施し被害状況を把握する。(点検前は閉館)</p> <p>③被害の拡大を防ぐため、必要な措置を講ずる。</p> <p>④開館の可否を検討し、閉館する場合は告知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重品(書)、情報等の確認 ・図書館内の巡視・点検 ・蔵書の点検 ・被害箇所、落下物の調査 ・点検・調査結果の整理 ・館長、施設管理者への被害調査結果報告 ・必要に応じ、附属図書館危機管理対策会議の開催 <p>2 報告等</p> <p>①図書館員等は状況、被害等を館長に報告。</p> <p>②館長は理事長に報告</p>	<p>貴重品等持ち出し品の指定、優先順位の決定</p> <p>◎要持出品 (2020年9月更新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金 <p>書架等の耐震化、固定</p> <p>被害点検記録簿等の整備</p>

3 火災

区分	事案	業務内容	準備事項
開館時（平日・土日祝）	<p>1 図書館内で火災発生</p> <p>2 図書館周辺で火災発生</p> <p>◎いずれも、図書館利用者、職員の安全確保を最優先とする。</p>	<p>1 図書館内で火災が発生</p> <p>①警備員室へ直ちに通報。</p> <p>②警備員室より事務局へ連絡。</p> <p>③初期消火の実施（警備な場合）</p> <p>④消防署に通報し、利用者を館外へ避難させる。119番に架電。 「火事です。田川市伊田、福岡県立大学の図書館（本館2階・4号館1階分館）が火事です。私は図書館司書の〇〇です。」</p> <p>⑤貴重品（書）、情報等の避難</p> <p>⑥退避者を点呼し、館長に報告</p> <p>⑦消火後被害点検、調査</p> <p>⑧状況、被害等を館長、学務部長、教務入試班長、図書館嘱託職員へ報告。</p> <p>⑨館長は理事長へ上記を報告</p> <p>⑩附属図書館危機管理対策会議の開催</p> <p>2 図書館周辺で火災発生</p> <p>①窓等を閉め煙の進入を防止する。</p> <p>②利用者を安全な場所へ避難させる。</p> <p>③職員は火災発生場所、情報収集に努め、開館継続か避難するかを館長と相談する。</p> <p>④閉館の場合は1の④以下を準用する。</p> <p>⑤開館継続の場合は、引き続き情報収集に努め、必要に応じ閉館。</p>	<p>避難経路の日常点検（通路に物を置かない）</p> <p>コンセント周りの清掃（トラッキング火災防止のため）</p> <p>貴重品（書）・情報等持ち出し品の指定、優先順位の決定</p> <p>◎要持出品 （2020年9月更新） ・現金</p> <p>雷雨時、特に落雷に注意する</p>
閉館時	<p>図書館内または図書館周辺で火災が発生したことを知った場合、館長に連絡する。</p>	<p>館長の指示により、附属図書館危機管理対策会議メンバーは登校する。</p> <p>①消火後被害点検・調査</p> <p>②館長、学務部長、教務入試班長、図書館嘱託職員へ調査結果報告</p> <p>③必要に応じ、附属図書館危機管理対策会議の開催</p>	<p>同上とするが、特に閉館時の防火点検を確実に実行する（点検箇所の確認）</p>

4 不審物

区分	事案例	業務内容	準備事項
開館時	<p>図書館内またはロッカーに不審物を発見</p> <p>◎図書館利用者、職員の安全確保を最優先にする。</p>	<p>①利用者に心当たりがないか確認する</p> <p style="margin-left: 20px;"> } 不審物とは、所有者が不明で、中身がよくわからない物。 形、色、におい等から判断して危険な物と推測される場合 </p> <p>②不審物周辺の立ち入り禁止措置</p> <p>③利用者を安全な場所へ誘導</p> <p>④警備員室及び事務局（学務部）へ連絡。確認後、必要に応じ警察への通報</p> <p>⑤バイオテロが疑われる時、警察の判断を仰ぎ、田川保健福祉環境事務所総務課への連絡も行う。</p> <p>⑥館長と相談し閉館した場合は告知</p> <p>⑦館内再点検の実施し、安全の確認</p> <p>⑧すみやかに館長に報告する。</p> <p>⑨館長は理事長に報告する。</p>	<p>「不審物発見の場合警察に通報する」旨の掲示を各所に行う</p> <p>ロッカー等の日常点検の強化</p> <p>立ち入り禁止措置実施用機材（テープ、ロープ等）</p> <p>貴重品（書）・情報等持ち出し品の指定、優先順位の決定</p> <p>◎要持出品 (2020年9月更新) ・現金</p>
閉館時	<p>不審物を発見した場合、ただちに警備員室に通報する。</p> <p>◎図書館利用者、職員の安全確保を最優先にする</p>	<p>1 対応は、開館時に準じて取扱う。ただちに館長に連絡し、館長の指示により附属図書館危機管理対策会議メンバーは登校する。</p>	

5 急病・ケガ

区分	事案例	業務内容	準備事項
<p>開館時 (平日時間内) 時間外・土日祝開館</p>	<p>図書館内で急病人、けが人が発生した。</p>	<p>①本人へ呼びかけし、反応を見る。 できれば安静場所まで移動。 保健室並びに警備員室(警備から事務局へ連絡)へ連絡し、応急措置(※)を施す。図書館嘱託職員、委託職員の双方で対応に当たる。 ・「誰か来て。人が倒れています」 ・私は応急措置をします。あなたは119番通報して。あなたは保健室に連絡して。」</p> <p>応急措置(※)</p> <p>ア、気道確保 イ、呼吸確認 している→様子を見る していない→「ウ」以降へ ウ、人工呼吸や胸骨圧迫(120回/分)を行う エ、AED使用 オ、心肺蘇生の継続 ・119番通報 例 「救急車お願いします。田川市伊田、福岡県立大学の図書館(本館2階・4号館1階分館)で20代女性が階段から落ち、ケガ。意識ありません。私は図書館司書の〇〇です。電話番号は…」※消防署からの指示に従い、措置を継続することがあるので携帯電話からかけること</p> <p>②警備員室または事務局(学務部)から館長に連絡すること。 ③できる範囲で身元や連絡先の確認 ④救急隊員に状況を伝えるとともに、可能であれば救急搬送への同乗または搬送先の確認をする。 ⑤被害者等が学生の場合は学生支援班よりご家族へ連絡、部外者の場合は、図書館から連絡を行う。 ⑥事件性がある場合、現場の保存 ⑦事案をまとめ、館長へ報告 ⑧館長から学長へ報告</p>	<p>○救急資機材の準備 ・毛布 ・タオル ・AEDの設置場所確認(管理棟、3号館) ○館内危険箇所、危険物等の点検 ○関係職員の救急法等の受講 ○安静場所の確保 ・本館 休憩室 ・別館 事務室奥 ○救急車要請基準 ・呼吸停止、心停止 ・意識喪失 ・蒼白、冷汗、脈異常 ・大量出血 ・頭部や腰部の傷病 ・広範囲のやけど ・痙攣の持続 ・骨の変化や大けが</p>

6 不審者、迷惑行為

区分	事案例	業務内容	準備事項
開館時 (平日時間内)	<p>1 不審者または他の利用者の迷惑になるような行為を行っている者(以下「不審者等」という)を現認または訴えがあった。</p> <p>◎図書館利用者、図書館職員の安全確保を最優先に対応する。</p>	<p>①警備員及び事務局(学務部に連絡する。複数の職員で対応すること。(警備員または事務員から警備から館長へ報告)</p> <p>②注意、制止に従わない場合、警察に通報する旨を通告する。</p> <p>③退去指示に従わない場合は警察に通報する。</p> <p>110番通報 例 「痴漢です。田川市伊田、福岡県立大学の図書館(本館2階・4号館1階分館)で痴漢の事案発生。被疑者は黒いシャツにGパンの30代男性、コンビニ方面に逃走しました。被害者は20代の本学女子学生。図書館で保護しています。私は図書館司書の〇〇です。電話は・・・」</p> <p>④通報は、原則に警備員または事務局(学務部)から行うが緊急時には図書館職員から通報を行う。</p> <p>⑤状況により、在館者を安全な場所へ誘導する。</p> <p>⑥不審者等の特徴等を詳細に記録しておく。(役割分担を決めておくこと)</p> <p>⑦警察が到着するまで、監視し刺激しない。</p> <p>⑧被疑者が逃走しても、追いかけない。</p> <p>⑨事案をまとめ館長に報告。</p> <p>※図書館利用者、図書館職員の安全確保を最優先に対応する。被害者の第一次救援は図書館嘱託職員および委託会社職員で行う。</p>	<p>・不審者(物)や迷惑行為を行う者を現認した場合は、警察に通報する旨の掲示。</p> <p>・館内巡視の徹底</p> <p>・平日巡視は警備員で行う</p>
時間外・土日祝開館	<p>時間外開館中に、不審者等を発見した。</p> <p>◎図書館利用者、図書館職員の安全確保を最優先に対応する。</p>	<p>①警備員室に連絡し、警備員と対応する</p> <p>②平日時間内に準じて対応。</p>	<p>・不審者(物)や迷惑行為を行う者を現認した場合は、警察に通報する旨の掲示。</p> <p>・館内巡視の徹底</p>

附属図書館危険箇所

区分	場 所	想定被害	備 考
本 館	1 階ホール	強風、飛散物等によってガラスが破損 (外部に駐車する自転車の飛散等) ・ 雨水侵入による図書汚損 ・ フロアーの汚損	
	2 階、3 階の閲覧 スペース窓際	強風、飛散物等によってガラスが破損 ・ 雨水侵入による図書汚損 ・ フロアーの汚損 ・ 下階への雨漏り	
	2 階ベランダ	強風による出入口ドアのガラスの破損 ・ 雨水侵入による図書汚損 ・ フロアーの汚損 ・ 下階への雨漏り	
	事務室(2 階)	強風雨時、窓枠サッシ下部から雨水が侵入する ・ 事務機器の汚損 ・ 雨水侵入による図書汚損 ・ フロアーの汚損 ・ 下階への雨漏り	
分 館	閲覧室、事務室周囲のガラス戸	強風、飛散物によってガラスが破損 (外部置物、自転車等の飛散) ・ 雨水侵入による図書汚損 ・ フロアーの汚損	

点検記録簿

実施	年 月 日	点検者名	
	時 分		
点検箇所			
点検結果			

緊急時連絡先

事務室(学務部) 内線 2012 2013 2005

警備員室 内線 2029

保健室 内線 2017

田川警察署 110 0947-42-0110

田川消防署 119 0947-44-0650

田川保健福祉環境事務所 0947-42-9313

福岡県立大学 0947-42-2118

福岡県立大学附属図書館 0947-42-1760

◎参考

悪天候時における図書館の運営について（2020年7月21日 図書館危機管理対策会議決定）

出勤前

1 出勤の可否について

- ①図書館員（職員、委託先職員等）が居住する市町村、通勤経路市町村及び田川市において警戒レベル3以上が発出されたときは、下記の2から4までを踏まえ、個々に出勤の可否を判断し、当日出勤予定の図書館員のリーダー等（以下「リーダー等」という）に相談する。
- ②リーダー等は気象状況や当日の出勤状況を踏まえて、丸善本社及び館長（不在等の場合は「学務部長」）に図書館の運営について相談する。
- ③天候について特に危険を感じるときは、館長またはリーダー等から他方へ連絡を取り合って、対応を協議する。

出勤後

2 警戒レベル4以上（大雨特別警報、氾濫危険情報等）発出のとき

※ただし、土砂災害警戒情報等における警戒レベル4以上については、個別に判断する（要相談）
<避難場所へ避難する。避難場所への避難が危険な場合は近くの安全な場所に避難（発信者 田川市、サイレン 30秒吹鳴）>

- ①図書館員は、「警戒レベル4（以上）が発出されたため、閉館する」旨、館長に報告。
- ②館内に滞在中の利用者に「警戒レベル4（以上）が発出され、全員避難するよう求められている。図書館は直ちに閉館する。」旨伝達する。
- ③全員の退館を確認。直ちに閉館する。
- ④閉館後、全員退避を館長に報告。

3 警戒レベル3（大雨警報、洪水警報等）発出のとき

※ただし、土砂災害情報等における警戒レベル3以上については、個別に判断する（要相談）
<高齢者など避難に時間がかかる人とその支援者は避難する。その他の人は避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難（発出者 田川市、サイレンなし）>

- ①図書館員は、「警戒レベル3（以上）が発出されたため、閉館する」旨、館長に報告。
- ②館内に滞在中の利用者に「警戒レベル3（以上）が発出され、避難準備をするよう求められている。図書館は〇分後（例30～60分）に閉館する。」旨伝達する。
- ③全員の退館を確認でき次第。直ちに閉館する。
- ④閉館後、全員退避を館長に報告。

4 警戒レベル2以下、発出のとき

<レベル2：避難に備え「田川市防災対応ガイドブック」などで避難場所や避難経路を再確認>

- ①避難場所や避難経路を確認しておく
- ②周囲の状況や気象状況から考えて、危険が身近に迫っていると感じたら、館長に閉館を相談（この場合、本館、分館別々に判断可）する。この場合、「3」の手順を準用する。

5 その他

- ①福岡管区気象台が「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」及び「暴風節警報」のいずれかを図書館員が居住する市町村、通勤経路市町村及び田川市において発出した場合、上記の2から4までを踏まえ、個々に出勤の可否を判断し、リーダー等に相談する。
- ②リーダー等は気象状況や当日の出勤状況を踏まえて、丸善本社及び館長に図書館の運営について相談する。

※＜ ＞は田川市役所発行の上記ハンドブックのレベル毎の「市民のみなさんがとるべき行動」の記載例
※緊急時、館長に連絡がとれない時は予め館長が指名する者（学務部長）に相談し、判断を仰ぐこと